



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第七回】
「ジェネリック医薬品」を使うべきかの巻
(前編)

新聞やテレビコマーシャルでよく目にする「ジェネリック医薬品」。いったい普通の薬と何が違うの？安そうだけど知らないで使わないと損なの？安かるう悪かるうじゃないの？などの疑問を抱いたことはありませんか。



【今回のネタ本】

まず、ジェネリック医薬品はお医者さんに処方してもらう薬のことで、コンビニやドラッグストアなどで処方箋なしで買える、いわゆる市販薬に関する話ではありません。

一般に薬は、一番初めに開発されたものに最も高い価格が付けられます。その薬が生まれるまでには多額の商品開発費用がかけられているのだから当然です。そして法的にも、長年の商品開発の対価として、20～25年の専売特許が与えられ、類似品が作られないよう保護されています。このような薬のことを「先発薬(または新薬)」といいます。

しかし、ひとたび特許が切れれば、他社もこぞって先発薬と同じ成分で薬を製造・販売することになります。その結果生まれてくるのが「後発薬」です。ジェネリック医薬品とはこの後発薬の代名詞なのです。

よって、ジェネリック医薬品は値段が安くて効き目は先発薬と同じであると考えられます。先発薬と同じ成分を使って製造するので、開発のために莫大なお金がかかることもなく、また、発売するまでの審査手順も新薬に比して簡単なためです。成分はまったく同じで価格は先発薬の2～7割、なかには消費者の声を反映し、副作用が出にくいように改良したり、錠剤を小さくしてお年寄りにも飲みやすいものにしたたり、苦味を感じないようにしたり、従来品より進化したものも登場しているそうです。さらに、ジェネリック医薬品は、試験管による試験だけでなく、人体実験などの厳重な試験に合格して初めて厚生労働省から販売許可が出るので、安全性も信用できそうです。

ジェネリック医薬品にも健康保険がききますので、医療費の中で薬剤料の占める割合の大きい病気(たとえば高血圧、高脂血症、糖尿病)や長期にわたる病気ほど、ジェネリック医薬品を使うメリットは大きいといえます。また医療費3割負担の時代、家計の節約ばかりでなく、国民医療費の節約というマクロな観点からもこれを検討する必要があります。700万人に達するといわれる団塊の世代が、これから高齢者の仲間入りをし、2025年には国民医療費はなんと70兆円に達するといわれます。ちなみに日本の1年間の税収は50兆円弱しかありません。さらにはグローバルな視点からも、価格が安くて効き目が先発薬と同じであるジェネリック医薬品は、開発途上国の医療の支えにも有効です。

さて、それでは自分がふだん使っている薬にジェネリックがあるのか、どうすればジェネリックがもらえるのか、などについては紙面の都合で次号に続きます…

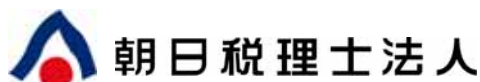
なかむら のりこ
(中村 慎子)

出典:「ササッとわかるジェネリック医薬品」武藤正樹著(講談社)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

税金Q&A



Question (簡易課税制度の事業区分)

当社は、自動車のタイヤ販売業を営む資本金3百万円・設立第2期目の7月決算法人です。第1期目の課税売上高が3千万円(1千万円超5千万円以下)で、第3期目(翌月)から消費税の課税事業者となるため、7月中に簡易課税制度の選択届出書を提出する予定です。当社では、一般消費者に対してタイヤ販売を行っており、販売に際して店頭で交換取り付けを行っています。簡易課税制度上どの業種に該当するのでしょうか？

Answer

簡易課税制度は、課税売上を第一種事業(卸売業)から第五種事業(サービス業等)までの事業に区分し、その区分に応じたみなし仕入率により仕入控除税額を簡便に計算する制度です。貴社の場合、一般消費者に対してタイヤ販売を行っているため、第二種事業(小売業)に該当します。ただし、交換取り付けを有償で行っている場合には、工賃部分は第五種事業(サービス業等)に該当することとなります。

解説



< 簡易課税制度 >

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、売上に係る消費税額に一定割合(みなし仕入率)を掛けた金額を仕入控除税額とみなし、簡便に納付税額を計算する制度です。基準期間の課税売上高が5千万円以下の課税事業者を選択適用が認められています。

< みなし仕入率 >

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

第一種事業(卸売業) :	90%
第二種事業(小売業) :	80%
第三種事業(農業、建設業、製造業など、加工賃は) :	70%
第四種事業(~ 及び 以外) :	60%
第五種事業(不動産業、運輸通信業、サービス業、飲食店業は) :	50%

< 2種類以上の事業を営んでいる場合 >

2種類以上の事業を営んでいる場合には、課税売上を事業の種類ごとに区分し、それぞれの種類の課税売上高が全体に占める割合を加味した算式によって仕入控除税額を計算します。また、いずれか1種類の課税売上高、又は3種類以上のうちのいずれか2種類の課税売上高の合計額が全体の75%以上を占めるときは、簡便な計算方法も認められています。

ここで、課税売上を事業の種類ごとに区分していない場合には、区分をしていない事業のうち最もみなし仕入率の低い事業に係るものとして計算することとなるので注意が必要です。

今回のご質問の場合、課税売上高全体が第五種事業とされないために、交換取り付け行為が有償で行われているかどうかを明らかにし、有償で行われている場合には、帳簿に事業の種類を記帳する等の方法によってタイヤ売上部分と工賃収入部分を区分しておくことが大切です。

根拠条文等

消費税法 第37条、同法施行令 第57条(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)
消費税法基本通達 13-2-1~10(事業区分の判定)
同 13-3-1~2(事業の区分及び区分記載の方法)

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで